

京都市告示第619号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成26年10月2日付け京都市告示第327号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除します。

平成27年3月19日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区横大路下三栖東ノ口 7番1, 8番及び9番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)